# 子どもの権利 Q&A

## 子どもと大人の権利の違いは なんでしょうか?

子どもが大人と違うのは、大人への成長 過程にあるということです。このことから、 子どもには、大人と子どもの区別なく認め られる権利(基本的人権)のほかに、調和 のとれた人格を持つ大人へと「成長・発達 する権利」があります。

## 子どもの権利を認めるならば子どもの 義務や責任も必要ではないですか?

子どもの権利(基本的人権)は、義務を果たすことを条件に認められるものではなく、生まれながらにすべての子どもに無条件にあるものです。そして、子どもは権利について学習し、それを行使する中で、他人の権利を尊重することを身に付け、責任を果たす自覚を持つようになるのです。

### 子どもの権利条約が あると聞きましたが、 条約と条例は何が違うのですか?

「子どもの権利条約」は、子どもの権利が子 どもを取り巻くあらゆる場で実現されることを 求める条約で、1989年の国連総会で採択され、 日本は1994年に批准しました。

一方、条例は、例えば、子どもたちが意見を表明し参加する仕組みや、いじめなどの権利侵害から救済する制度を規定するなど、子どもの権利条約の理念を札幌において具体的に実現するために、制定しようとするものです。

#### 子どもの権利条約で掲げる4つの子どもの権利の概要

生きる権利	病気やけがの治療などにより、生命を守られる。			
育つ権利	教育を受けたり遊んだり、自分らしく 自由に育つことができる。			
ウミムス接手				
守られる権利	あらゆる虐待や差別から守られる。			
参加する権利	自由に意見を言ったり活動をしたりできる。			

# 条 例 制 定 へ の 取 り 組 み

# 市民フォーラムを 開催します!

(仮称)子どもの権利条例制定に向けた中間答申書の報告と、パネルディスカッションを行います。

日時 2 月26日(印)午後 1 時30分 会場かでる2・7(中央区北 2 西 7)

定員520人

申込 2 月23日(村までに市コールセンター (1分)へ電話、FAX、Eメール。抽選。 託児希望者は 2 月15日(水)までに申し 込み(抽選にはずれた方のみ通知)。

9	7	6	2 18	12	4 17
月	月	月	月 年	月	月 年
条例案を市議会に提出(予定)。	(予定)。	市長に提出(予定)。 検討委員会が最終答申書を	いて話し合う。子どもの視点から条例につ子ども委員会が発足。以降、	市長に提出。 検討委員会が中間答申書を	どもたちの現状などを調査。討委員会」が発足。以降、子「子どもの権利条例制定検高校生など25人から成る、公募の市民、学識経験者、

## この特集のお問い合わせ先

子どもの権利推進課 〒060-0051中央区南1東1 大通バスセンタービル1号館3階、

←211-2942、FAX211-2943、
Eメールkodomo.kenri@city.sapporo.jp

# 中間答申にご意見を

今後、市としてどのような条例をつくって いくべきか、配布中の中間答申書概要版を ご覧の上、ご意見をお寄せください。

期 間2月28日(火)まで

配布場所子どもの権利推進課、市役所 2 階市政刊行物コーナー、区役所、まちづくりセンター、児童会館、地下街ふれあい広場など。 下記ホームページからも投稿できます。

子どもの権利についての情報満載!Owww.city.sapporo.jp/kodomo/kenri